

## 智頭町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の影響が続く中、原油価格等の高騰により、事業活動におけるエネルギー依存度が高く、その事業活動に著しい支障が生じている中小企業者等に対して、事業の継続を支援するため、予算の範囲内で智頭町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、智頭町補助金等交付規則（昭和48年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者その他町長がこれと同等と認める者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 令和4年10月31日現在で、別表第1に掲げる業種を現に主たる事業として営む者
- イ 町内に本社若しくは主たる事業所を有する法人又は個人事業者

(2) エネルギー関連経費 ガソリン、軽油、重油、灯油、電気及びガスに係る経費をいう。

(交付対象経費及び交付対象者)

第3条 支援金は、支援金の交付申請の日以後も事業を継続する意思がある者であって、令和4年4月から同年10月（以下「基準期間」という。）までの間のエネルギー関連経費1月平均が、5万円以上のもので、さらに任意で選定した1月（以下「基準月」という。）のエネルギー関連経費が前年あるいは前々年の同月と比べ、10%以上増加している事業者に対し交付する。

2 第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しないものとする。

- (1) 申請時点で他の公的機関等から、補助金その他名称の如何を問わず、同一のエネルギー関連経費に対する支援制度の対象となっている者
- (2) 町税等を滞納している者
- (3) 智頭町暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第1条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、本支援金を交付することが適当でない町長が認める者

(支援金の額等)

第4条 支援金の交付額は、基準期間の基準月のエネルギー関連経費から前々年あるいは前年の同月のエネルギー関連経費を差し引いた額（但し、上限50万円とする）

2 令和3年11月から令和4年10月までに新規に起業・開業した事業所に対しては、一律2万円とする。

3 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

(交付申請の期間及び添付書類等)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、智頭町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) エネルギー関連経費に係る支出を証する書類の写し
- (2) 宣誓書及び同意書（様式第2号）

- (3) 令和3年分の確定申告書類の写し又は令和4年1月から同年10月までの開業届等の写し
- (4) 交付対象者が法人の場合は、法人名義の振込先口座の通帳の写し、個人事業者の場合は、申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 交付申請の期間は、令和4年11月15日から令和5年2月末日までとする。

(交付条件)

第6条 交付対象者は、支援金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等を支援金の交付を受けた年度の終了後5年間保管し、町長から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

(交付決定及び支払い)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めた場合は、交付金の交付を決定するものとする。この場合において、交付金の交付を決定したときは、交付金の支払いをもって交付決定通知に代えるものとし、交付金を交付しないことを決定したときは、中小企業等エネルギー価格高騰対策支援交付金不交付決定書(様式第3号)により通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 町長は、交付対象者(法人にあっては、その役員を含む。)が第3条第2項各号に規定する支援金の不交付要件に該当することが判明したとき、又は支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく町長の処分違反したときは、支援金の交付の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第9条 町長は、前条の場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、当該支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、交付の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前にした第5条の規定による交付申請に対する交付決定の取消し及び支援金の返還に係る第8条及び第9条の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表第1(第2条関係)

対象となる業種	日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める大分類A、D、E、F(太陽光発電を除く。)、G～J(金融業を除く。)、K～P及びRに掲げる業種
---------	--